

畜産環境対策総合支援事業 (畜産堆肥流通体制支援事業を除く)

Q & A (未定稿)

注：Q & A は、現時点版であり、今後変更があり得ることに留意願います。

令和4年4月25日時点版

目 次

【総論】

- (問 1) 本事業の趣旨について教えてください。
- (問 2) 事業の対象となる畜種に制限はありますか。
- (問 3) 本事業は、複数年度に渡る事業実施計画を承認することはできますか。
- (問 4) 事業メニューのうち、1つだけを実施することは可能ですか。
- (問 5) 高品質な堆肥とはどのような堆肥ですか。

【事業実施主体】

- (問 6) 事業実施主体となり得る協議会は、どのような構成員で組織したらよいですか。
- (問 7) 協議会として認められる地域の範囲はどこまでですか。
- (問 8) 協議会は畜種ごとに設立する必要がありますか。
- (問 9) 協議会はどのくらいの期間継続する必要がありますか。事業が完了したら解散してもよいですか。
- (問 10) 協議会の設立に当たっては、どのような規約等を整備すれば良いですか。
- (問 11) 畜産クラスター協議会で応募する場合、畜産クラスター計画の変更が必要ですか。計画に畜産環境対策を掲げていれば応募できますか。
- (問 12) 事業実施主体が畜産クラスター協議会でない場合は、なぜ、「畜産クラスター計画に準じた目標」を定める必要があるのですか。
- (問 13) 「畜産クラスター計画に準じた目標」は、いつまでに、どのような内容を定めれば良いのですか。

【取組主体】

- (問 14) 取組主体となれる者を教えてください。
- (問 15) 耕種農家は取組主体になることができますか。
- (問 16) 自らが畜産を営んでいない場合も、取組主体になることができますか。

(問 17) 取組主体が「畜産を営む者であって、生産した堆肥等を利用することに対し、国の事業から補助金の交付を受けている又は受ける予定である場合」は補助対象としないとありますが、具体例を教えてください。

(問 18) 本事業を活用して生産した堆肥を同一地域内の畜産農家に販売する場合も、取組主体になることはできますか。

【事業実施計画】

(問 19) 事業実施計画にはどのような内容を記載すればよいのですか。

(問 20) 事業実施計画において、取組主体はどのような役割を果たすべきですか。

(問 21) 複数の者が取組主体として位置づけられても良いのですか。

(問 22) 事業実施計画の進捗について検証作業は必要ですか。

(問 23) 家畜排せつ物法に基づく都道府県計画との関係を教えてください。

(問 24) 国の共済制度又は民間の建物共済、損害補償保険等に確実に加入することとされましたが、加入したことの確認はどのように行うのですか。

【事業実施計画の都道府県への申請】

(問 25) 協議会の構成員が複数の都道府県に所在する場合、どこに事業実施計画を申請すればよいですか。

【成果目標】

(問 26) 成果目標はいつまでに達成しなければいけませんか。

(問 27) なぜ増頭計画の作成が成果目標となっているのでしょうか。

(問 28) 増頭計画とは、具体的にどのような計画ですか。

(問 29) 畜産クラスター事業（施設整備事業）により畜舎を整備しましたが、その当時に策定した増頭目標を本事業の目標としても良いですか。

(問 30) 地方公共団体など、自ら家畜を飼養しない者が取組主体となる場合、増頭計画はどのように設定すれば良いですか。

(問 31) 稲わら等と堆肥の物々交換は販売に含まれるのでしょうか。

(問 32) 自家ほ場への散布は販売に含まれるのでしょうか。

- (問 33) 家畜排せつ物の一部を産業廃棄物として廃棄している場合、その量を堆肥生産量に含める必要がありますか。
- (問 34) 「販売量若しくは輸出量の割合の 10 ポイント以上の増加」とはどのような意味ですか。
- (問 35) 飼養規模の拡大等により目標年度における堆肥生産量が増加する場合、成果目標はどのように計算すれば良いですか。
- (問 36) 取組主体が市町村や農業協同組合等が管理する堆肥センターであり、協議会に複数戸の畜産農家が参加している場合は、どのような成果目標を立てることになりますか。
- (問 37) 申請時点において堆肥生産量の 90%を超えて販売している場合は、「販売量の 10 ポイント以上の増加」という成果目標を立てられないのでしょうか。
- (問 38) 臭気指数の測定は、測定機器等による簡易な測定でも良いですか。
- (問 39) 脱臭施設の整備を検討していますが、臭気指数の規制もされておらず、現状値が分からない場合、どのように事業計画を作成するのでしょうか。
- (問 40) 飼養方法の変更により、新たに污水处理施設を整備する場合、現状値はどのように設定するのでしょうか。

【補助対象】

- (問 41) どのような施設が対象になりますか。
- (問 42) 上限事業費 (45 千円/㎡) が適用される「堆肥舎」にはどのような施設が含まれますか。
- (問 43) 貯留槽やスラリータンク等の污水处理施設には上限事業費がありますか。
- (問 44) 家畜排せつ物の焼却施設や炭化施設は対象になりますか。
- (問 45) 家畜排せつ物を原料とするバイオガスプラントは対象になりますか。プラントから出る固形分 (堆肥) を高品質化する取組は対象になりますか。
- (問 46) 既存建屋への堆肥造粒機などの設備導入は補助対象になりますか。
- (問 47) 「施設等と一体的に整備する設備」とは、どのような設備ですか。
- (問 48) 「堆肥造粒機等」とは、どのような機械ですか。

- (問 49) フロントローダーやトラック、マニユアスプレッダは対象になりますか。
- (問 50) 酪農のパーラー排水処理施設は対象になりますか。
- (問 51) 既存施設の撤去費用は対象になりますか。
- (問 52) 施設としてエプロン（コンクリート敷き）は対象になりますか。
- (問 53) 高度な畜産環境対策を実施するための汚水処理施設とはどのような施設ですか。PR 版で例示している外付け型膜分離装置の他に想定している取組はありますか。

【補改修】

- (問 54) 老朽化した施設や機械を単に更新する場合も対象になりますか。
- (問 55) 補改修後の施設等の耐用年数に定めはありますか。
- (問 56) 対象物件が国の補助事業で整備されたものであり、かつ、耐用年数が残っている場合、本事業で補改修することができますか。
- (問 57) 一般排水基準を達成していますが、機能低下している施設を本来の機能に戻すための補改修は対象になりますか。

【地域からの理解】

- (問 58) 協議会への地域住民の参加は必須ですか。
- (問 59) 悪臭や水質汚染等について、地域住民との地域協定は必須ですか。

< 参考様式 >

- ・ 畜産クラスター計画に準ずる目標

【総論】

（問１）本事業の趣旨について教えてください。

- 1 本事業は、畜産の増頭・増産を図る際のボトルネックとなっている畜産環境問題を解決することで、中長期的に生産基盤を拡大するための環境整備を目的としています。
- 2 具体的には、堆肥の高品質化やペレット化など、耕種農家のニーズに対応した「土づくり堆肥」の生産・流通を促進することで家畜排せつ物の地域偏在を解消する取組や、悪臭防止や汚水処理について高度な畜産環境対策を実施することで、地域住民と畜産経営の混住化が進む環境においても地域から理解を得られる持続的な畜産経営を支援します。

（問２）事業の対象となる畜種に制限はありますか。

事業の対象は、原則として、家畜排せつ物法の対象である牛、豚、鶏、馬です。

（問３）本事業は、複数年度に渡る事業実施計画を承認することはできますか。

本事業は、一般予算として措置されており、毎年度執行する単年度事業であるため、基金事業のように複数年度に渡る事業実施計画を承認することはできません。

(問4) 事業メニューのうち、1つだけを実施することは可能ですか。

- 1 本事業には以下の5つのメニューがあり、それぞれ単独でも実施することができますが、(1)は全国的な取組を支援するもので、他のメニューと事業実施主体等が異なりますので、注意してください。

各メニューの概要は以下のとおりです。

(1) 畜産堆肥流通体制支援

畜産農家等が高品質堆肥の流通等に取り組むにあたっての現状や課題を分析・把握するためのコンサルタントによる改善指導等を行う取組を支援

(2) 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援

耕種農家における堆肥ニーズの把握や生産方法の検討、広域流通や海外輸出等の促進を図るための協議会の開催、堆肥・液肥の成分分析、堆肥造粒機等の導入等を支援

(3) 畜産・土づくり施設等導入支援

堆肥・液肥の高品質化・ペレット化等に係る施設等の整備・補改修を支援

(4) 畜産環境対策推進体制支援

高度な畜産環境対策の実施方法の検討等を行うための協議会の開催、臭気測定・水質検査を支援

(5) 畜産環境関連施設等導入支援

高度な畜産環境対策に係る施設等の整備・補改修を支援

- 2 1の(1)は全国的な取組が可能な民間団体等が事業実施主体になります。その他の1の(2)～(5)は、いずれのメニューについても、畜産クラスター協議会又は、畜産を営む者が直接の主たる構成員である等の要件を満たした協議会が事業実施主体になり、成果目標を設定する必要があります。なお、(2)及び(3)を一体的に実施する場合は、成果目標は同一のものとなりますが、(2)と(4)など、取組内容が異なるメニューを実施する場合は、それぞれの取組について成果目標を設定することになります。

(問5) 高品質な堆肥とはどのような堆肥ですか。

- 1 堆肥に期待される効果は、土壌改良効果、肥料成分の供給、作物に対する安全性など堆肥の使用目的によって異なりますが、本事業においては、耕種農家や肥料メーカーなどの使用者のニーズに応じた堆肥の生産を支援することから、
(1) 十分に発酵しており、悪臭や堆肥由来の病原菌・雑草、異物混入等の心配がなく、流通・散布が容易な堆肥
(2) 堆肥の成分分析結果の表示や、使用者のニーズに応じて成分調整を行った堆肥
を高品質な堆肥だと考えます。
- 2 また、本事業では、堆肥の高品質化とともに、堆肥を化学肥料と混合することで両者の同時散布を可能にした肥料や、ペレット化により耕種農家が所有するブロードキャスターなどの機械で施肥できる堆肥など、耕種農家の散布労力を軽減する堆肥の生産も支援します。

【事業実施主体】

（問６）事業実施主体となり得る協議会は、どのような構成員で組織したらよいですか。

- 1 本事業は、耕種農家のニーズに対応した「土づくり堆肥」の生産・販売を促進する取組や、悪臭防止や汚水処理について高度な畜産環境対策を実施することで、地域から理解を得られる持続的な畜産経営の取組を支援するものです。
- 2 これらの取組には、畜産農家が単独で実施するのではなく、様々な関係者が結集・連携する体制が必要であることから、畜産を営む者の他、地方公共団体又は生産者団体、異なる役割を担う者が１者以上参画する協議会であることを要件としています。
- 3 異なる役割を担う者の例としては、耕種農家や肥料メーカー、畜産経営支援組織（普及センター、畜産コンサルタント等）、その他関係者（機械メーカー、大学等の研究機関等）等が考えられます。

（問７）協議会として認められる地域の範囲はどこまでですか。

本事業における「地域」は、協議会の構成員が所在する範囲又はその活動範囲と考えることが適切であり、堆肥の広域流通の取組などは、その活動範囲が市町村域や県域等を超える場合も想定されます。協議会の目的や取組内容等を踏まえて、適切な「地域」の範囲を設定してください。

(問 8) 協議会は畜種ごとに設立する必要がありますか。

畜種別に作る必要はありません。事業実施計画においても複数畜種を対象とした計画を策定することが可能です。

(問 9) 協議会はどのくらいの期間継続する必要がありますか。事業が完了したら解散してもよいですか。

- 1 本事業の協議会は、地域の増頭のボトルネックとなる畜産環境問題の解決し、中長期的な増頭を目指すための組織ですので、補助事業の実施にかかわらず、長期に渡り取組が継続されることが望まれます。
- 2 なお、本事業により施設等を整備した協議会においては、整備した施設や機械装置の財産処分制限期間が終了するまでの間は、補助金適正化法上の責務を負うことになります。

(問 10) 協議会の設立に当たっては、どのような規約等を整備すれば良いですか。

- 1 協議会の設立に当たっては、運営を行うための事務局を設置し、組織運営に必要な規約を定め、事業の実施及び会計の手続きを適正に行うための体制を整備すること等が必要となります。
- 2 また、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、意志決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者等を明確にした規約を定め、補助金及び事務の取扱いの責任等を明確にする必要があります。

(問 11) 畜産クラスター協議会で応募する場合、畜産クラスター計画の変更が必要ですか。計画に畜産環境対策を掲げていれば応募できますか。

- 1 畜産クラスター計画に畜産環境対策への言及がない場合は、新たに追加していただく必要があります(必ずしも「環境優先枠」を活用する必要はありません。)
- 2 具体的には、畜産クラスター計画の「目的」、「協議会の取組内容」、「行動計画」、「取組により期待される効果」等において、畜産環境対策に係る内容を追加してください。なお、記載に当たっては、「畜産クラスターによる推進が期待される取組類型」に記載されている「6 畜産環境問題への対応」を参考としてください。
- 3 計画に畜産環境対策を掲げていても、本事業を実施するに当たり、計画と本事業の事業実施計画の間で整合性を取っていただく必要があります。
- 4 なお、畜産クラスター計画を変更する場合は、都道府県知事の認定を受ける必要がありますので、所管の都道府県にご相談ください。

(問 12) 事業実施主体が畜産クラスター協議会でない場合は、なぜ、「畜産クラスター計画に準じた目標」を定める必要があるのですか。

- 1 本事業は、地域が抱える畜産環境問題の解決により、畜産の増頭・増産を図り、生産基盤の強化を目指すものです。このため、事業実施主体となる協議会においては、単に施設整備を行うのではなく、堆肥の高品質化や高度な環境対策に取り組むことで、地域の畜産業をどのように発展させていくのかという目標を有していることが重要です。
- 2 畜産クラスター協議会においては、地域一体となって畜産の収益性を向上させるための具体的な計画である「畜産クラスター計画」を有しているため、計画中に畜産環境対策に係る取組を位置づけることで、地域の畜産業の発展と畜産環境対策の関係性を明らかにすることができます。
- 3 事業実施主体が畜産クラスター協議会ではない場合には、畜産環境対策の取組を通じた地域の畜産業の発展について、「畜産クラスター計画に準じた目標」を設定し、目標達成のための取組内容やその効果、目標達成状況の検証方法などを定めていただくこととしています。(参考様式：別添)

(問 13)「畜産クラスター計画に準じた目標」は、いつまでに、どのような 内容を定めれば良いのですか。

- 1 本事業の事業申請に当たっては、事業実施計画を都道府県に提出することとしていますので、それまでに「畜産クラスター計画に準じた目標」を設定する必要があります。(参考様式：別添)
- 2 目標の具体的内容については、畜産クラスター計画の「5 取組により期待される効果」に準じ、事業実施主体である協議会が、地域の畜産環境問題の解決を通じて目指す目標や、それを達成するための取組（本事業での取組や協議会としての独自の取組等）及び目標達成状況を把握するためのフォローアップ手法等を策定してください。

【取組主体】

(問 14) 取組主体となれる者を教えてください。

1 本事業の取組主体（施設等整備実施主体）は、地域の畜産環境問題の解決に向けて、自ら率先して事業実施計画に定められた取組を実践し、地域や他の畜産関係者との連携を図るなど、本事業の実施における中心的な役割を担うことになります。このため、取組主体となれる者は、自ら畜産業を営む者や、地域の家畜排せつ物処理を引き受けて堆肥の生産を行う者を想定しています。

2 具体的には、事業実施主体の構成員である次の要件を満たす者です。

- (1) 畜産業を営む者
- (2) 農事組合法人
- (3) 農地所有適格法人
- (4) 株式会社又は持分会社

ただし、以下のア又はイに該当するものは除く。

ア 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えるもの。

イ 議決権の1/2以上をアに掲げる者（農地所有適格法人、公社を除く）が所有するもの。

- (5) 特定農業団体
- (6) 事業協同組合又は事業協同組合連合会
- (7) 公益社団・財団法人、一般公益・社団法人
- (8) 公社（地方公共団体が出資している法人）
- (9) 農業者が組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること）
- (10) 農協
- (11) 地方公共団体

(問 15) 耕種農家は取組主体になることができますか。

- 1 本事業は、畜産農家等が耕種サイドのニーズに合う堆肥を生産・販売する取組を支援するものであり、耕種農家が取組主体となっていく施設整備は、主に自家ほ場への堆肥散布を目的としていると考えられるため、本事業の取組主体にはなりません。
- 2 ただし、耕種農家であっても、農事組合法人、農地所有適格法人等の集団を組織し、地域の畜産農家から発生する家畜排せつ物等を堆肥化する事業を行う場合は、取組主体となることができます。

(問 16) 自らが畜産を営んでいない場合も、取組主体になることができますか。

- 1 地方公共団体や農業協同組合など、自らが畜産を営まない者については、協議会の構成員である畜産農家から発生する家畜排せつ物を受け、耕種農家のニーズに合う堆肥として生産・販売に取り組む場合に取組主体となることができます。
- 2 ただし、取組主体は、主に協議会の構成員である畜産農家から発生する家畜排せつ物を原料として堆肥を生産する必要があります。

（問 17）取組主体が「畜産を営む者であって、生産した堆肥等を利用することに対し、国の事業から補助金の交付を受けている又は受ける予定である場合」は補助対象としないとありますが、具体例を教えてください。

- 1 例えば、本事業で整備した施設において生産した堆肥を経営内の飼料作物作付地に利用すること等により、補助金の交付を受けられる事業などが考えられます。

（問 18）本事業を活用して生産した堆肥を同一地域内の畜産農家に販売する場合も、取組主体になることはできますか。

- 1 本事業（特に畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業及び畜産・土づくり施設等導入支援事業）は耕種農家のニーズに対応した堆肥の生産・流通の促進を趣旨としています。
- 2 同一地域内の畜産農家のみに販売する場合、同趣旨に合致する流通の促進、販路の拡大とならないのではないかと考えます。
- 3 そのため、耕種農家など畜産農家以外の者にも堆肥を販売すること等により事業趣旨と整合性が取れた事業実施計画を検討いただく必要があります。

【事業実施計画】

(問 19) 事業実施計画にはどのような内容を記載すればよいのですか。

- 1 事業実施計画書の様式は、要領別記様式第 2 号及び第 3 号で定められています。
- 2 事業実施計画書には、事業の目的や成果目標、それらを達成するための協議会の組織体制や構成員の役割分担や具体的な取組内容等について記載をしていただきます。
- 3 計画の作成にあたっては、地域の現状や課題等について定量的に分析した記述を行うとともに、取組主体や他の構成員の役割分担について、どのような取組を誰と、いつ、どのような規模・方法により実施し、どのような効果が期待されるのかなど、具体的に記載してください。

(問 20) 事業実施計画において、取組主体はどのような役割を果たすべきですか。

- 1 本事業の取組主体は、本事業により施設・機械の整備を実施する対象であり、事業の目的を達成するために中心的な役割を果たすよう自ら率先して事業実施計画に定められた取組を実施しなければなりません。
- 2 また、地域へ貢献する意志を有し、当該地域や他の畜産関係者との連携を図り、将来にわたり、経営が安定的に継続することが望まれます。

(問 21) 複数の者が取組主体として位置づけられても良いのですか。

計画の目標を達成するため必要であれば、複数の者を取組主体として位置づけることが可能です。

(問 22) 事業実施計画の進捗について検証作業は必要ですか。

本事業を実施した場合には成果目標の達成状況の報告が必要であり、達成状況により、必要に応じて指導が行われることがあります。

(問 23) 家畜排せつ物法に基づく都道府県計画との関係を教えてください。

- 1 都道府県は、「家畜排せつ物の利用の促進に関する基本方針」に即して、家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画（都道府県計画）を策定しています。
- 2 本事業は、地域における家畜排せつ物の利用促進を目的としており、その実施に当たっては、都道府県計画との整合性が高い取組である方がより効果的であり、公益性も高い取組であると考えられます。
- 3 このため、採択に当たっては、事業実施計画と都道府県計画の整合性が採点の対象となっています。

(問 24) 国の共済制度又は民間の建物共済、損害補償保険等に確実に加入することとされましたが、加入したことの確認はどのように行うのですか。

- 1 都道府県知事宛てに提出する事業実施計画書に、共済又は保険等への加入に関する誓約書を添付することとします。
- 2 さらに、事業実績報告書及び評価報告書には、取組主体等の共済又は保険等への加入状況が分かる書類の写しを添付することとします。
- 3 なお、本事業により整備した施設等が天災等により被災した場合であって、本対策による被災施設に対する支援を目的とした対策が講じられる場合には、被災時点で共済又は保険等への加入が確認されない限り、同対策に基づく支援を受けることができない場合があります。

【事業実施計画の都道府県への申請】

(問 25) 協議会の構成員が複数の都道府県に所在する場合、どこに事業実施計画を申請すればよいですか。

- 1 取組主体が施設等整備を行う予定地が所在する都道府県に事業実施計画を申請することになります。
- 2 なお、協議会の開催等のみ実施し、施設等整備を行わないため取組主体が存在しない場合は、協議会の構成員である畜産農家が所在する都道府県に申請をしてください。

【成果目標】

(問 26) 成果目標はいつまでに達成しなければいけませんか。

要領第5の2において、目標年度は事業実施年度の翌々年度としています。

(問 27) なぜ増頭計画の作成が成果目標となっているのでしょうか。

- 1 本事業は、増頭・増産のボトルネックになっている畜産環境問題を解決することで、その後の中長期的な生産基盤の拡大を目指すものです。
- 2 このため、申請の際には増頭要件を課していませんが、事業の目標年度までに今後の増頭計画を作成することを成果目標としています。
- 3 ただし、申請に当たり、事業実施計画において増頭の具体的な目標を記載する場合、採択時の加算対象になります（要領別添1Ⅱ2の「加算事項」を参照）。

(問 28) 増頭計画とは、具体的にどのような計画ですか。

- 1 事業実施後に提出して頂く成果報告書において、直近の頭羽数と増頭計画年度の頭羽数を記載して頂くものです。
- 2 事業で取り組んだ施設整備等の内容を踏まえ、実現可能な計画としてください。

(問 29) 畜産クラスター事業（施設整備事業）により畜舎を整備しましたが、その当時に策定した増頭目標を本事業の目標としても良いですか。

畜産クラスター事業（施設整備事業）と本事業は別の事業であるため、本事業により得られる成果に基づき、新たに増頭計画を設定する必要があります。

(問 30) 地方公共団体など、自ら家畜を飼養しない者が取組主体となる場合、増頭計画はどのように設定すれば良いですか。

- 1 地方公共団体など、自らが家畜を飼養しない者が取組主体となる場合、協議会の構成員である畜産農家から発生する家畜排せつ物を引き受けて、堆肥の生産を行うことになります。
- 2 このため、増頭計画については、協議会に参加する畜産農家の総飼養頭羽数を拡大する計画としてください。

[堆肥・液肥]

(問 31) 稲わら等と堆肥の物々交換は販売に含まれるのでしょうか。

物々交換も販売として認められますが、その量を記録し、事業実施後に検証ができるよう適切に保管してください。

(問 32) 自家ほ場への散布は販売に含まれるのでしょうか。

- 1 自家ほ場への散布は、販売に含まれません。
- 2 このため、畜産農家からコントラクター（飼料生産組織）に堆肥散布を委託する場合も販売には含まれません。

(問 33) 家畜排せつ物の一部を産業廃棄物として廃棄している場合、その量を堆肥生産量に含める必要がありますか。

- 1 家畜排せつ物を産業廃棄物として処理する場合、地域における家畜排せつ物の滞留の原因にはなりませんので、その量を成果目標における堆肥生産量に含める必要はありません。
- 2 また、現在、堆肥化処理をしている家畜排せつ物について、事業実施にあたり、新たに産業廃棄物処理に仕向け、堆肥生産量を減少させることは認められません。

(問 34)「販売量若しくは輸出量の割合の 10 ポイント以上の増加」とはどういう意味ですか。

- 1 堆肥等に係る取組の成果目標は、実施要領第 5 の 1 において、「家畜排せつ物を原料とする堆肥又は液肥の生産量に占める販売量若しくは輸出量の 10 ポイント以上の増加」と定められています。
- 2 例えば、取組主体（施設等整備の対象者）である畜産農家 A における年間堆肥生産量が 100 トンであった場合、例えば、以下のような成果目標が考えられます。

(例)

【現 状】		【成果目標】
堆肥生産量 100 トン		堆肥生産量 100 トン
30 トン 耕種農家に販売	➡	<u>40 トン</u> 耕種農家に販売
70 トン 自家ほ場に散布		60 トン 自家ほ場に散布
販売割合 30 トン/100 トン=30%		販売割合 40 トン/100 トン= 40% (10 ポイント増加)

(問 35) 飼養規模の拡大等により目標年度における堆肥生産量が増加する場合、
成果目標はどのように計算すれば良いですか。

飼養規模の拡大等により家畜排せつ物発生量が増加する場合、成果目標の達成状況については、増加後の堆肥生産量を用いて計算してください。

(正) ○

【現 状】		【成果目標】
堆肥生産量 100 トン		堆肥生産量 120 トン
30 トン 耕種農家に販売		<u>60 トン</u> 耕種農家に販売
70 トン 自家ほ場に散布	⇒	60 トン 自家ほ場に散布
販売割合 30 トン/100 トン=30%		販売割合 60 トン/120 トン=50%
		(20 ポイント増加)

(誤) ×

【現 状】		【成果目標】
堆肥生産量 100 トン		堆肥生産量 120 トン
30 トン 耕種農家に販売		<u>60 トン</u> 耕種農家に販売
70 トン 自家ほ場に散布	⇒	60 トン 自家ほ場に散布
販売割合 30 トン/100 トン=30%		販売割合 60 トン/ <u>100 トン</u> =60%
		(30 ポイント増加)

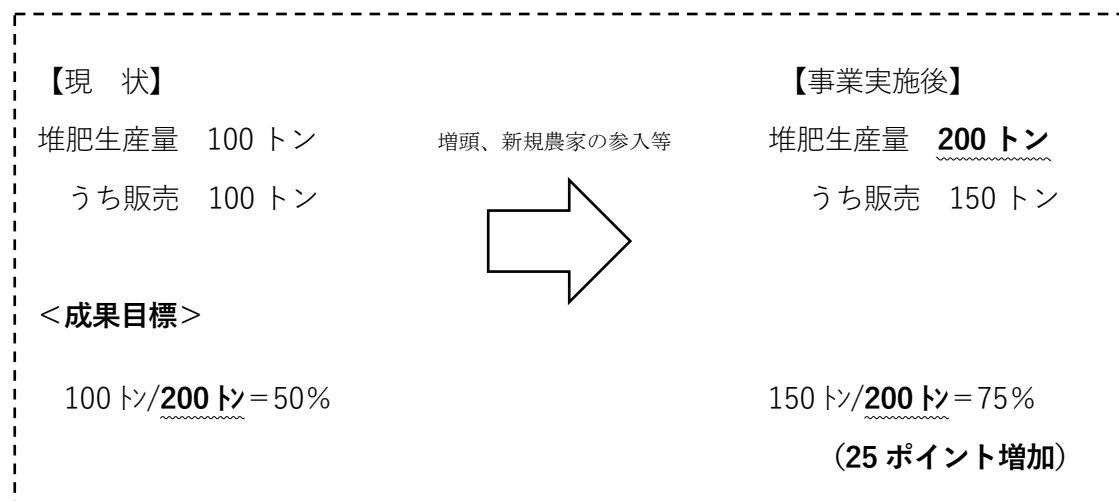
(問 36) 取組主体が、市町村や農業協同組合等が管理する堆肥センター等であり、協議会に複数戸の畜産農家が参加している場合は、どのような成果目標を立てることになりますか。

- 1 取組主体が、市町村や農業協同組合等が管理する堆肥センター等であり、自ら畜産を営まない場合、堆肥・液肥の生産・流通に係る取組の成果目標は、「事業実施主体の構成員である畜産を営む者から発生する家畜排せつ物を原料とする堆肥又は液肥の生産量に占める販売量若しくは輸出量の割合の 10 ポイント以上の増加」となります。
- 2 従って、取組主体である堆肥センター等の販売割合ではなく、協議会の構成員である各畜産農家の堆肥生産量の総和に占める販売量の割合を 10 ポイント以上増加させることが成果目標となります。
- 3 既存の協議会において、堆肥センター等を利用しない畜産農家が多数存在するため成果目標の達成が困難である場合は、堆肥センター等の利用者を中心とした新たな協議会を設立するなど、事業の成果目標を共有する者が集まり、その達成に向けて協議会の運営を行ってください。

(問 37) 申請時点において堆肥生産量の 90%を超えて販売している場合は、「販売量の 10 ポイント以上の増加」という成果目標を立てられないのではないのでしょうか。

- 1 取組主体が、自ら畜産業を営む者である場合、家畜の増頭などにより堆肥生産量の増加が確実に見込まれるのであれば、増加後の堆肥生産量を現状値として見なすことができます。
- 2 取組主体が、市町村や農業協同組合等の管理する堆肥センターなど自ら畜産を営む者ではない場合、協議会の構成員である畜産農家の増頭や、現在は堆肥販売を行っていない畜産農家を新たに協議会に加え、その家畜排せつ物を引き受けるなど、堆肥生産量の増加が確実に見込まれるのであれば、1 と同様に、増加後の堆肥生産量を現状値として見なすことができます。
- 3 なお、協議会の構成員ではない畜産農家からの引受量は、増加量に算入することができませんので留意ください。

(例)



[悪臭低減・汚水処理]

(問 38) 臭気指数の測定は、測定機器等による簡易な測定でも良いですか。

- 1 臭気指数とは、悪臭防止法第2条第2項に定めるものであり、本事業においては、事業場との境界線上の臭気指数を用います。
- 2 臭気指数の測定は、公定法である嗅覚測定法（三点比較式臭袋法）により測定してください。
- 3 測定に当たっては、臭気測定を専門とする測定機関等に委託してください。近隣に測定機関等が存在しない場合、自身で採取した空気を測定機関等に送付する手法が考えられますが、風向きや建物の構造等によって、臭気の発生源から離れた場所が臭う場合もあることから、空気の採取方法についても測定機関等に指示を仰いでください。

(問 39) 脱臭施設の整備を検討していますが、臭気指数の規制もされておらず、現状値が分からない場合、どのように事業計画を作成するのでしょうか。

別紙9の第5の1にあるとおり、成果目標として数値目標を定めていただく必要があります、計画申請前に現状値を測定した上で臭気指数を導入している最寄りの指定地域における基準値に準じて成果目標を設定した上で、事業計画を作成していただく必要があります。

(問 40) 飼養方法の変更により、新たに污水处理施設を整備する場合、現状値はどのように設定するのでしょうか。

污水处理施設を新設する場合の現状値については、水質汚濁防止法において、畜産業に関して設けられている暫定排水基準値を現状値として目標設定を行ってください。

【補助対象】

(問 41) どのような施設が対象になりますか。

本事業で補助の対象としている施設は、以下のとおりです。また、施設と一体的に整備する設備も補助の対象になります。

ただし、以下に該当する施設であっても、地方自治体自らが所有する家畜のための施設は想定しておりません。

[堆肥関係]

堆肥舎、堆肥発酵施設（密閉縦型堆肥化装置を含む）、乾燥施設、堆肥調整保管施設、堆肥流通施設（袋詰、ペレット化等の設備を備えた施設）

[液肥関係]

ばっ気槽、貯留槽、スラリータンク等

[悪臭・污水関係]

污水处理施設（貯留槽、浄化处理施設、スラリータンク等）
脱臭施設

(問 42) 上限事業費 (45 千円/㎡) が適用される「堆肥舎」にはどのような施設が含まれますか。

本事業における上限事業費 (45 千円/㎡) は、堆肥舎の他、堆肥発酵施設、乾燥施設などの本事業で整備する施設の建屋部分についても同様に適用されます。

(問 43) 貯留槽やスラリータンク等の汚水処理施設には上限事業費がありますか。

本事業における貯留槽やスラリータンク、浄化処理施設等の汚水処理施設の上限事業費については、畜産クラスター事業（施設整備事業）の尿貯留施設の上限事業費に準じ、下記の単価を適用します。

< 上限事業費 >

1,000 m ³ 未満	30 千円/m ³
1,000 m ³ 以上	25 千円/m ³

(問 44) 家畜排せつ物の焼却施設や炭化施設は対象になりますか。

- 1 本事業は、堆肥の高品質化やペレット化などの耕種農家のニーズに対応した土づくり堆肥の生産を支援するものであり、補助対象施設は、堆肥化処理施設や液肥化処理施設です。
- 2 家畜排せつ物に含まれる有機質成分が大幅に減少する焼却処理や炭化処理を行う施設の整備については、土づくり堆肥の生産支援には当たらないため、対象となりません。

(問 45) 家畜排せつ物を原料とするバイオガスプラントは対象になりますか。
プラントから出る固形分(堆肥)を高品質化する取組は対象になりますか。

- 1 本事業は、家畜排せつ物の堆肥利用促進や悪臭低減・汚水処理に係る環境対策の支援を目的とした事業であり、バイオガスプラントは対象になりません。
- 2 なお、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度による売電を行わない場合であっても、家畜排せつ物処理に必ずしも必要のない工程に係るガス精製設備、発電設備等については、補助対象外となります。
- 3 家畜排せつ物を原料とするバイオガスプラントから出る固形分(堆肥)を高品質化し耕種農家等に販売する取組は対象になると考えますが、バイオガスプラントを他の補助事業を活用して整備している場合、その際の事業計画や成果目標等と本事業による取組との関連を整理するとともに、本事業に取組むための新たな成果目標を立てていただくなど注意が必要です。

(問 46) 既存建屋への堆肥造粒機などの設備導入は補助対象になりますか。

堆肥造粒機や袋詰め機などの設備導入にともない、建屋床面の補強など施設の補改修が必要な場合は、「畜産・土づくり施設等導入支援事業」の対象になります。

(問 47)「施設等と一体的に整備する設備」とは、どのような設備ですか。

本事業において導入できる設備は、整備又は補改修する施設と一体的に導入するものであり、

- (1) 整備する施設と併せて設置すること
- (2) 基本的な処理工程又は周辺環境への影響低減に直接かかわる施設であること
- (3) 施設に備え付けられた後は容易に分離できないか、又は、施設で行われる処理工程のあり方に本質的に関わるものであること

等の要件を満たすものです。

(問 48)「堆肥造粒機等」とは、どのような機械ですか。

本事業で対象となる機械は、堆肥の流通を促進するために必要となるものを想定しています。このため、堆肥の造粒や袋詰めに必要な機械のほか、造粒に向けた堆肥の水分調整に必要な副資材製造機なども対象となります。

(問 49) フロントローダー、トラック、マニュアルスプレッダは対象になりますか。

本事業の対象となる附帯設備については、施設と一体的に整備するもので、原則として、施設に据え付けるものを想定しています。このため、フロントローダーやトラック、マニュアルスプレッダ等は対象になりません。

（問 50）酪農のパーラー排水処理施設は対象になりますか。

パーラー排水処理施設には、待機場のふん尿洗浄水も流入しますが、家畜排せつ物処理のための主たる施設とは言えないため、補助の対象にはなりません。

（問 51）既存施設の撤去費用は対象になりますか。

事業実施要領第 6 の 1（5）において、既存施設の撤去に要する経費は補助対象としないこととしています。

（問 52）施設としてエプロン（コンクリート敷き）は対象になりますか。

- 1 補助対象となる付帯設備については、施設で行われる処理工程のあり方に本質的に関わるものとしています。
- 2 エプロン部分をふん尿搬入用の通路として使用する場合、施設で行われる処理工程のあり方に本質的に関わるものとは言い難いことから、構内舗装と同様に対象とはなりません。
- 3 ただし、基礎の一部を構成する犬走りのようなものや、出入口の段差を解消するためのスロープについては、建物の一部として解釈することができます。

(問 53) 高度な畜産環境対策を実施するための汚水処理施設とはどのような施設ですか。PR 版で例示している外付け型膜分離装置の他に想定している取組はありますか。

- 1 有機物除去を目的とした 2 次処理で得られた処理水以上の水質を得るための処理が可能な技術を導入した施設であり、例えば、既存浄化槽に膜濾過装置を設置する等の取組が高度な処理になります。
- 2 その他具体的な例としては、以下のとおりです。

なお、これらの例に限らず、専門家に相談する等により地域の実情を踏まえた取組を検討してください。

循環式硝化脱窒法：反応タンク前段に無酸素タンク、後段に好気タンクを設置し、
後段の硝化液を前段に循環させる方法

高度処理オキシデーションディッチ法：従来型オキシデーションディッチ法に
ASRT 制御を取り入れ、生物学的に脱窒
を行う方法

【補改修】

(問 54) 老朽化した施設や機械を修繕する場合も対象になりますか。

- 1 家畜排せつ物は、廃棄物処理法により、畜産農家が自らの責任において適正に処理しなければならないとされており、ペンキの塗り直しや屋根材の穴を塞ぐなど、老朽化した施設等の機能を原状回復するための修繕は、補助対象にはなりません。
- 2 本事業における施設の補改修に当たっては、事業の趣旨を踏まえ、以下の内容である必要があります。
 - (ア) 堆肥・液肥の高品質化、ペレット化等に資するものであること
(例：堆肥の高品質化のため堆肥舎の屋根を透光性の高い素材に葺き替える改修、ペレット製造設備を据え付けるため施設床面や基礎等の補強 等)
 - (イ) 悪臭防止、汚水処理について、高度な畜産環境対策に資するものであること
(例：悪臭防止のため堆肥舎等の密閉性を向上する改修 等)

(問 55) 補改修後の施設等の耐用年数に定めはありますか。

- 1 施設の補改修に当たっては、原則として、交付対象となる施設等の整備後の耐用年数が5年以上であることとしています。
- 2 なお、施設の補改修後の耐用年数期間内に供用できなくなった場合には、自己負担による追加の補改修等により取組を継続させる必要があります。

（問 56）対象物件が国の補助事業で整備されたものであり、かつ、耐用年数が残っている場合、本事業で補改修することができますか。

補助事業によっては整備した施設が制約を受ける場合がありますので、当該事業の担当部局（地方農政局等）に相談してください。

（問 57）一般排水基準を達成しているが、機能低下している施設を本来の機能に戻すための補改修は対象になりますか。

（水質汚濁防止法の）一般排水基準を達成しているが、既存施設の機能回復（いわゆる更新）を目的とする施設等の整備は対象外となります。

【地域からの理解】

（問 58）協議会への地域住民の参加は必須ですか。

地域住民が協議会の構成員として参画することは必須ではありませんが、悪臭や水質汚濁等の公害の発生防止を図る観点から、整備する施設等は、風向きや施設の配置には十分配慮し、地域住民から理解を得られる適正な規模及び処理能力を有する必要があります。

（問 59）悪臭や水質汚染等について、地域住民との地域協定は必須ですか。

地域協定の締結は必須ではありませんが、周辺住民等に対する事業説明が適切に実施されていないなど、事業が円滑に実施されることが見込まれない場合には、申請が採択されないことがあります。

(参 考 様 式)

〇〇協議会が目指す目標
(畜産クラスター事業に準ずる目標)

事業実施主体名：

代表者名：

目標 ^(注1)	取組内容・効果 (目標達成に資する事業効果)	目標達成状況を把握するための 検証方法
	(1) 畜産環境対策総合支援事業による取組と、その効果 (2) 構成員間や、他の団体・機関等との連携による間接的な取組と、その効果 ^(注2) (3) その他の取組等	

(注 1)：畜産環境問題の解決を通じて協議会が目指す、地域の畜産業の将来像

(注 2)：「畜産クラスターによる推進が期待される取組類型」の「6 畜産環境問題への対応」を参考に、(1)に記載した「畜産環境対策総合支援事業」の取組以外に、構成員間や他団体等との連携の内容を記載